

京都市訓令甲第 1 号
区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和元年8月20日

京都市長 門 川 大 作

別表子どもはぐくみ室長の項第13号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 子ども・子育て支援法による施設等利用給付認定及び施設等利用給付認定の取消しに関する事。

別表子どもはぐくみ課長の項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 子ども・子育て支援法による施設等利用給付認定の変更に関する事。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)